

平成27年第3回常陸太田市議会定例会会議録

平成27年9月8日(火)

議事日程(第3号)

平成27年9月8日午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員

11番	深谷秀峰議長	10番	菊池伸也副議長
1番	諫訪一則議員	3番	藤田謙二議員
5番	木村郁郎議員	6番	深谷涉議員
8番	平山晶邦議員	9番	益子慎哉議員
12番	高星勝幸議員	13番	成井小太郎議員
14番	茅根猛議員	15番	福地正文議員
16番	川又照雄議員	17番	後藤守議員
18番	黒沢義久議員	19番	高木将議員
20番	宇野隆子議員		

説明のため出席した者

大久保太一市長	宮田達夫副市長
中原一博教育長	植木宏総務部長
加瀬智明政策企画部長	樺村浩治市民生活部長
西野千里保健福祉部長	滑川裕農政部長
山崎修一商工観光部長	生田目好美建設部長
斎藤広美会計管理者	井坂光利上下水道部長
江幡正紀消防長	菊池武教育次長
鈴木淳秘書課長	笛川雅之総務課長
大和田隆監査委員	

事務局職員出席者

宇野智明事務局長	榎一行事務局次長
鴨志田智宏議事係長	

午前10時開議

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○深谷秀峰議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 一般質問

○深谷秀峰議長 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

6番深谷渉議員の発言を許します。深谷渉議員。

[6番 深谷渉議員 登壇]

○6番（深谷渉議員） 6番、公明党の深谷渉でございます。皆さん、おはようございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

昨日プレミアム付商品券の不適切購入、使用に関する調査委員会の最終報告がなされました。私も委員会の1人として茅根委員長のもと、迅速に対応できたことに安堵しているところでございますが、むしろこれからが市民の信頼を回復するためのスタートであります。私自身、もう一度襟を正し、真摯に議会活動、議員活動に邁進していく決意でございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、常陸太田市まち・ひと・しごと創生戦略についてでございます。政府は7月30日、自公政権が最重要課題に位置づける地方創生関連施策の方向性を示したまち・ひと・しごと創生基本方針2015を閣議決定いたしました。

基本方針には地方創生を本格的に推進し、進化させるための政策パッケージを提示し、今後の地方創生関連施策の方向性を明確にしました。そして、地域の課題解決に積極的に取り組む自治体を対象とした新型交付金を2016年度に創設し、全国の自治体が15年度中に策定する地方総合戦略の事業など、地域発の取り組みを支援することを明記しました。

8月の全員協議会で、常陸太田市創生総合戦略の素案概要版の発表がありました。その中で基本目標4点が示されましたが、私はその中の3点について、具体的事業の取り組む方向性をお伺いいたします。

初めに、本市の特性を生かした産業振興と安定した雇用の場を創出することについてでございます。

この中で、日本版DMOを核とした観光地域づくりとその導入についてお伺いをいたします。日本観光振興協会内にDMO研究会を立ち上げ、普及・導入に取り組んでいる理事でNPO法人グローバルキャンパス理事長の大社充氏は、DMO導入の必要性をおおむね次のように語ってお

ります。

地域観光を取り巻く環境は大きく変化している。情報の流れやサービスの質的な変化を初め、団体旅行から個人旅行への移行も急速に進んでいる。団体旅行は旅行会社などが送客してくれる観光客に対し、地域の事業者や観光協会が対応するハッチ形の仕組みです。しかし、近年は多様で個別化したニーズを抱えた個人客が増え、イベント中心の旧来の受け入れ体制ではそれらのニーズに対応しきれなくなってきた。地域が自ら商品・サービスを開発し、観光客を集客してもてなす着地型の取り組みが求められる。着地型観光の成功には、地域自らの手でマーケティングやPR、品質管理や資源管理などのマネジメントを行う必要がある。

その担い手として注目されているのがDMOだ。DMOのDとはdestinationで、行き先という意味でありますけども、Mはmarketing, managementのM、Oはorganizationでございます。機構であります。海外の観光先進国では、少なくない観光地でDMOが存在し、地域の集客促進に重要な役割を担っているとDMO導入の必要性を訴えております。つまりDMOとは、地域を1つの集客装置と見立て、観光集客を推進するプラットホームであります。

このDMOの基本的な考え方が、今後の日本の観光まちづくり、地域づくりに多大な貢献をすると考えられております。今回の地方創生基本方針の具体的取り組みにもこの日本版DMOを核とする観光地域づくり、そしてまたブランドづくりの推進がクローズアップされております。本市の観光づくりの方向性の中で、この日本版DMOをどのようにお考えなのか、ご所見をお伺いいたします。

次に、本市への新しい人の流れを作ることについてでございます。

その中の日本版C C R Cについてとその取り組む方向性についてお伺いをいたします。東京圏など大都市に住む高齢者に、本人の希望を前提として、元気なうちに地方へ移り住んでもらい、移住先では仕事や趣味などを通じて地域に積極的に参加してもらう、医療や介護が必要になってもそのまま安心して暮らしていく、こうした従来の高齢者住宅や介護施設とは異なる施設や地域を日本版C C R Cと呼びます。このC C R Cの最初のCはcontinuing、続けるという意味でありまして、その次のCはcare、Rはretirement、communityということでございます。直訳すると、継続したケアを提供する退職者のための地域共同体ということになります。

政府は具体的な内容や支援策を年度末までにまとめ、遅くとも来年度中にモデル事業を始める方針であります。C C R Cとは、米国で発展し、高齢者が健康なときから介護時まで、移転することなく継続的なケアが保障されるコミュニティを目指し、終の棲家として広く普及しており、約2,000カ所、推定75万人が暮らしていると言われております。

一方、日本では、創生本部事務局が今年の春に調査したところ、202の自治体がこれに取り組む意向を示していると日本版C C R C構想有識者会議で報告がありました。政府は高齢者住宅の建設や運営費を補助するほか、移り住んだ場合の助成金の拡充を検討しております。また、地域を絞って規制緩和する地方創生特区の指定も視野に入れております。半年間お試しで住んでもらえるように、入居費を補助するなどの案も浮かんでいます。

本市として、このC C R Cについてのご所見と、その取り組む方向性についてお伺いをいたし

ます。

次に、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることについてであります。

子育て世代包括支援センター、日本版ネウボラの整備について伺います。ネウボラとはフィンランド語の助言の場という意味であります。フィンランドではネウボラおばさんとして親しまれる保健師が常駐し、親の9割が気軽に子育て相談している場所として定着しております。

日本でもモデル事業がスタートし始めています。日本版ネウボラは、母子健康手帳の交付から育児学級への参加促進まで別々に行う子育て支援を集約、保健師が集約化した支援を発達段階を踏まえ、支援センターで切れ目なく受けられるように調整します。現状、さまざまな機関が個々に行っている妊娠から子育て期にわたるまでの支援、それをワンストップ拠点として立ち上げ、保健師やソーシャルワーカー等を配置してきめ細かな切れ目のない支援を実施することにより、地域における子育て世帯の安心感を醸成していくことが目的であります。

本市は「子育て上手」を掲げ、先進的に子育て支援策を構築し、効果を上げてきました。改めて、そのご努力に対し敬意を表したいと思います。そこで、さらにもう一歩、これらの支援策の1つの集大成として日本版ネウボラ、子育て世代包括支援センターを整備していく方向性についてのご所見をお伺いいたします。

次に、公共下水道についてお伺いいたします。

金砂郷地区の特定環境保全公共下水道についてでございます。現在、金砂郷地区の大里、薬谷地内を中心に特環下水道事業が進められていますが、認可を受けた地域内の事業の進捗状況について伺います。また、金砂郷地区内の特環水道事業の工事が完了した処理区域内の人口に対しての接続率をお示しいただき、その数値に対してのご所見をお伺いいたします。

次に、民間のミニ宅地開発による私道路の弊害とその対策についてでございます。ある薬谷地内のご家庭から、我が家は単独処理浄化槽で生活排水が浸透式で流れが悪くなってしまっているため、市の下水道に接続したいが、工事の完成がいつになるのかとのお話をありました。そのご家庭は大里、薬谷地区に多いミニ宅地開発で、6区画だけ開発分譲されたもので、区画の真ん中の道路は私道路でした。そして、その当該家庭は区画の一番奥に立地しているため、下水道工事が完了しても、公共汚水まで私道路の長さの排水設備の工事が必要になり、工事費がかさむことがわかると下水道への接続をちゅうちょせざるを得ないと考えているようでした。

大里、薬谷地区等にはこのような私道路が多くあると考えられますが、せっかく多額な費用をかけて下水道を整備しても、接続につながらなければ下水道整備の意味がなくなります。このようなミニ宅地開発による私道路は何力所あり、市として現在どのように対応されているのか、また、今後新たな対策を考えているのか、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、市営住宅についてお伺いいたします。

市営住宅の入居時の連帶保証人についてでございます。ある老婦人から、理解できない通知が来ていると言って封書を見せられました。それは市役所の市営住宅係から届いた市営住宅家賃の納付指導依頼書で、その家庭で2年前に亡くなった婦人の夫が当該市営住宅の入居者の連帶保証人になっていたため、相続人である老婦人名で届いたものでした。内容は入居者へ納付の指導を

して、それでも納期限までに入居者が納付しないと、老婦人に連帯保証債務の請求がされるという内容がありました。

そこでお伺いします。入居者の家賃滞納に際する催告、また連帯保証人に対する指導依頼書及び連帯補償債務の請求の基準はどのようにになっているのでしょうか。また、連帯保証人への指導依頼書や債務請求または連帯保証人が亡くなっている場合には、その相続人へ指導依頼書や債務請求が規定に従って送付されることをどのように周知しているのでしょうか。さらに、市営住宅入居者の連帯保証人の生存は定期的に確認されているのか、お伺いをいたします。

本市では住宅使用料など徴収率を上げるためや滞納整理のためにさまざまなご苦労をされていることと思います。そこで、昨年までの数年間で住宅使用料の徴収率がどのように推移してきているのか、その対策も含めて、最後にご説明をお願いいたします。

次に、動物愛護行政についてでございます。

動物愛護に関する本市の取り組みについてお伺いをいたします。全国の自治体で引き取られる犬猫は平成23年度に22万匹を超えていました。その8割程度、約17万5,000匹が殺処分されていて、その数は減少はしておりますが、依然として多い状況が続いております。平成25年8月まで、引き取られる理由の多くは「鳴き声がうるさい」「かわいくない」など、飼い主の身勝手と思えるようなケースが後を絶ちませんでした。犬猫を無計画に繁殖させてしまった末、引き取りを求める飼い主もありました。

そこで、今から2年前の平成25年9月、改正動物愛護管理法が施行されました。自治体の目標として、附帯決議ですが、「殺処分がなくなることを目指して」との文言も明記されております。飼い主や動物取扱業者にも動物が命を終えるまで面倒を見るという終生飼養の努力義務を課した上、さまざまな対策が盛り込まれております。そして、この改正動物愛護法が施行された平成25年9月以降、自治体の対応が注目されてきました。そこで、本市の動物愛護行政の取り組みの現状と今の課題をどのようにお考えなのかご所見をお伺いいたします。

次に、今も少し触れましたが改正動物愛護管理法の内容について、何がどのように変わり、自治体として何を求められているのかをお伺いいたします。

次に、殺処分ゼロを目指すための取り組みについてお伺いいたします。茨城県の犬猫の殺処分数は、減少しているとはいえ、いまだ全国ワースト2位という不名誉な状況であります。法改正によって前進すると思われた動物愛護施策ですが、殺処分ゼロを実現するためにはどのような対策が必要なのか、これからますます住民に最も身近な市区町村に問われてくる課題だと思います。無秩序な繁殖を防止する去勢、不妊治療の助成を充実させる方法、市民団体や行政が参加して、保護、引き取りをした犬猫の新たな飼い主を探す譲渡会を定期的に開催する方法もあります。ペットに飼い主のデータなどを登録するマイクロチップを装着する取り組みもありますが、普及は進んでいないのが現状であります。改正動物愛護管理法の附則にはマイクロチップの装着義務化を検討することが定められており、議論を深め、実現に向けて踏み出していくことも1つの手段であります。

そこで、本市では殺処分ゼロを目指すための取り組みはしているのでしょうか。また、今後、

何かお考えがあればご所見をお伺いいたします。

次に、動物の愛護及び管理に関する条例の制定により動物愛護行政を進めることについてお伺いをいたします。

各自治体には動物愛護の精神の啓発などを目に見える形で推進することが望まれております。そのためには、市独自の動物愛護条例の制定を検討することがその大きな推進力となると考えます。茨城県内でも既に動物愛護条例を制定し、独自に動物愛護行政を進めている守谷市や牛久市、阿見町などの自治体があります。こうした自治体では明らかに殺処分数が減っていると伺っております。本市でも動物愛護条例の制定により動物愛護行政を進めるときと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

以上で、私の1回目の一般質問を終了いたします。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。政策企画部長。

[加瀬智明政策企画部長 登壇]

○加瀬智明政策企画部長 常陸太田市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問に順次お答えをいたします。

初めに、日本版DMOを核とした観光地域づくりと、その導入についてお答えをいたします。

この日本版DMOを核とした観光地域づくりにつきましては、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略において設定をされた4つの政策の基本目標のうち、地方における安定した雇用の創出における地域産業の競争力強化を目的とした施策の1つとして位置づけられております。

日本版DMOにつきましては、地域内の幅広い関係者と連携しながら、地域が主体となって地域全体の観光マネジメントを一本化する着地型観光のプラットホーム組織を示すものであり、当市が関係する組織といしましては、公益財団法人グリーンふるさと振興機構がいち早くこの考え方を取り入れた業務を行う機能を有する組織でございます。グリーンふるさと振興機構では、現在、農家民泊を中心とした着地型観光ビジネス事業について、本市を中心とする県北6市町において展開をしております。グリーンふるさと振興機構は今年度で解散をいたしますが、この事業につきましては、一般社団法人常陸太田市観光物産協会が引き継いで取り組んでいくこととなっております。今後におきましては、農家民泊を中心とした広域的な観光体験メニューづくりや情報発信等を担う観光地域づくりの推進主体として育成支援をしてまいりたいと考えております。

次に、日本版CCRCについて、その取り組む方向性についてのご質問にお答えをいたします。

この日本版CCRCの整備につきましては、国の総合戦略において設定をされました4つの政策の基本目標のうち、「地方への新しい人の流れをつくる」の中で、地方移住の推進を目的とした取り組みに位置づけられ、国において検討を進めることとなっております。

日本版CCRCは、都会に住む高齢者が自らの希望に応じて地方に移り住み、健康で生涯学習や社会活動等に参加するようなアクティブ生活を送るとともに、医療や介護が必要なときは継続的なケアを受けることができるような地域づくりを目指すものでございます。地方におきましては、都会からの移住により人口減少問題の改善、地域の消費喚起や雇用の維持創出、多世代との協働を通じた地域の活性化などが効果として期待をされております。

当市におきましては、今回策定をいたします人口ビジョンの将来人口推計において、56歳以上の退職者等の呼び込みによる転入者の増加を推計条件に加味をしておりますが、平成27年7月1日付け常住人口における高齢化率が33.6%となっている人口構造状況を考慮いたしますと、高齢者の移住を推進することは、さらなる人口構造のアンバランス化を招くことにもなり、十分に議論する必要があると考えております。

しかしながら、日本版CCRCの考え方では、町なかへの移住として地域の高齢者が移り住むなど、支援の考え方もあることから、当市においても高齢化が進む市街地などにおいて、この日本版CCRCの考え方を生かすまちづくりについて調査研究をしてまいりたいと考えております。

最後に、子育て世代包括支援センター、日本版ネウボラの整備についてお答えをいたします。

子育て世代包括支援センター、日本版ネウボラの整備につきましては、国の総合戦略において設定をされた4つの政策目標のうち、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の中で、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を目的とした取り組みに位置づけられ、その切れ目ない支援のワンストップ拠点として位置づけられるものでございます。

当市におきましては、子育て上手常陸太田をキャッチフレーズとして掲げ、少子化・人口減少対策の1つとして、妊娠から出産子育てにわたる切れ目のない支援を目指し、さまざまな支援策を先駆的に講じているところであり、一定の効果が出てきている状況にございます。今回の地方創生の取り組みにおきましても、妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援をさらに充実をさせ、当市に不足する環境を埋めるため、地方創生の先行型事業として、急な夜間の子どもの疾病に対応する「こども夜間診療」、出産・育児を支えるための「常陸太田助産師なんでも相談」、24時間対応電話相談としての「ひたちおおた健康ホットライン24」、妊婦と家族及び3歳未満の乳幼児の保護者を対象とした「子育てじょうづるメール」の配信など、関係部門が連携を密にし、まさに常陸太田市版ネウボラとしての事業を取り組んでいるところでございます。

さらに、当市におきましては、平成21年度から少子化人口減少対策プロジェクトをいち早く立ち上げ、全庁的に少子化人口減少対策を推進しているところでもありますことから、子育て包括支援センターの設置につきましては、今後の方創生を進める中での検討課題とさせていただきます。

○深谷秀峰議長 上下水道部長。

[井坂光利上下水道部長 登壇]

○井坂光利上下水道部長 初めに、金砂郷地区の下水道事業計画の進捗状況及び接続状況のご質問についてお答えいたします。

金砂郷地区の下水道計画の進捗状況でございますが、事業認可面積129.6ヘクタールに対し、平成26年度末の整備済み面積は97.11ヘクタールであり、整備率は74.9%になってございます。また、接続状況につきましては、金砂郷地区の整備済み人口2,698人に対して、平成26年度末の水洗化による接続人口が1,188人であり、接続率は44.0%と、公共下水道や農業集落排水と比較して接続が進んでいない状況でございますので、今後、接続を推進していく必要があるものと考えております。

次に、民間のミニ宅地開発による私道路の弊害と、その対策についてでございます。

金砂郷地区の民間のミニ宅地開発による私道路、全部で41カ所ございますが、弊害といたしましては、常陸太田市私有道路内公共下水道設置要項の中で、新たな宅地造成に伴い生じた私道でないことを要件としているため、下水道整備には公道に認定することを条件として整備を見送ってまいりました。本来は団地の開発業者が整備すべきところですが、現在、この地域については団地開発業者の実態がございません。なお、本地区は平成21年1月5日に準都市計画区域に指定され、それ以降の宅地開発による団地については公道に認定されており、下水道整備を実施しております。

次に、対策と今後の方針についてお答えいたします。

大里町、薬谷町は小規模開発の団地が多く、団地内道路の多くは私道路であり、生活排水の処理は単独浄化槽と合併処理浄化槽でございます。このような中、将来における浄化槽管理を考え、下水道への接続を望む声が多く出ております。しかし、現状では、私道路に下水道を整備するには公道に認定する条件があり、行きどまり道路は転回広場の設置、道路幅員は4メートル以上の確保など、事実上、公道の認定ができない団地がございます。本地区の団地は下水道の事業認可を取得しており、汚水処理場も整備済みで、下水道整備を予定している区域でもあります。また、団地のため住居戸数も多いことから投資効果も見込まれますので、公道としての基準を満たさず、認定できない私道路についても、下水道整備をすることで住民の要望に応えられることから、今後、要項を改正する必要があるものと考えております。

なお、整備につきましては、全地権者から下水道布設の同意がとれている私道路について、整備コストや整備に対する要望などから優先順位により整備を進めていきたいと考えております。

○深谷秀峰議長 建設部長。

[生田目好美建設部長 登壇]

○生田目好美建設部長 市営住宅入居時の連帯保証人について、2点のご質問にお答えいたします。

まず初めに、入居者及び連帯保証人への催告債務請求に関する基準と連帯保証人の生存確認についてお答えをいたします。

連帯保証人は、市営住宅の入居者が住宅使用料等を滞納した場合に、入居者へ納付指導をしたり、入居者にかわり債務支払い等の役割を担っていただくことになります。市では住宅使用料等の滞納が発生した場合には、常陸太田市営住宅家賃等滞納整理事務処理要領に基づき、滞納者に対し、納期限の翌日に督促状を発送し住宅使用料の納付を依頼しますが、それでも納付がない場合には、滞納者へは催告書を、連帯保証人へは納付指導依頼書を送付することになります。それでもなお納付がない場合には、滞納者へ出頭通知書を、連帯保証人へ連帯保証債務請求通知書を送付しております。

連帯保証人の生存確認は定期的には実施しておりませんが、納付指導依頼書送付の際に生存を確認し、死亡が確認された場合には連帯保証人の法定相続人へ納付指導依頼書が送付されることになります。入居の際には、連帯保証人が死亡した場合、変更の手続をするように説明はしております。

りますが、入居後の年月の経過とともに手続漏れの発生が考えられますので、今後は入居者に対しまして、改めて定期的に文書による周知を行っていきたいと考えております。

次に、住宅使用料の徴収率の現状についてでございますが、滞納者への督促、催告、連帯保証人への納付指導依頼書、連帯保証債務請求通知書等により徴収率の向上に取り組んでおるところでありまして、最近3年間の徴収率の推移を申し上げますと、現年度分につきましては、24年度が93.81%，25年度が97.46%，26年度が99.65%でございます。また、過年度につきましては、24年度が22.48%，25年度が28.50%，26年度が35.33%といずれの年も前年度の実績を上回ってきております。

今年度からは初期滞納者への対応として、催告、連帯保証人への納付指導依頼書等の通知時期を早めるなど、さらなる徴収率の向上に努め、住宅使用料負担の公平性を図り、適正な市営住宅の運営を行ってまいります。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

[樺村浩治市民生活部長 登壇]

○樺村浩治市民生活部長 動物愛護に関する本市の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、本市の取り組みの現状と課題についてのご質問にお答えをいたします。現状としては、動物の愛護及び管理に関する法律及び茨城県動物の愛護及び管理に関する条例に基づきまして、茨城県動物指導センターと連携をしながら、飼い主のマナー向上のための啓発や負傷した犬猫の保護、その保護した犬猫のもらい手を探す譲渡などの活動を行ってきております。当市独自では、飼い主のルールなどをお知らせ版へ掲載するとともに、狂犬病予防注射の際や窓口での相談者に啓発チラシを渡すなど、飼い主のマナー向上に取り組んでまいりました。また、犬に関しては、飼い犬の登録、適正飼育の指導、狂犬病予防注射や迷い犬、負傷犬の保護など。猫に関しては、室内飼育の推進や負傷猫、自活できない子猫の保護を行ってまいりました。平成26年度は市内において犬4頭、猫72頭を保護しております。今後も引き続き茨城県動物指導センターと連携しながら、動物愛護行政に取り組んでまいります。

一方、取り組みの課題でございますが、野良猫によるふん尿等の被害が報告されております。野良猫については規制基準がないため、県動物指導センターと協力しながら、野良猫への餌やり禁止や周知を図るとともに、捨て猫、捨て犬防止のための看板設置等を行ってきております。

続きまして、平成25年度に施行された改正動物愛護管理法についての内容についてでございます。

主な改正点を4点ご説明を申し上げます。まず1点目、動物の終生飼養でございます。これまで動物の終生飼養について規定はありませんでしたが、改正によりまして、犬猫等販売を行う者に対して、販売が困難となった犬猫等の終生飼養の確保が義務化され、また個人の飼い主に対しても、終生飼養が所有者の責務に新たに加えられました。

2点目は自治体の犬猫の引き取り拒否でございます。現在自治体が行っている犬猫の引き取りについては、所有者から引き取りを求められた場合、これまで引き取りを拒否できる規定があり

ませんでしたが、改正によりまして引き取りを拒否できる事由が明記され、さらに、その引き取った犬猫の返還及び譲渡などの努力義務規定が新たに設けられました。

3点目といたしましては、動物取り扱い業者に係る特例の創設や規制強化でございます。犬猫等販売に係る特例の創設として、第一種動物取扱業を営もうとするものは管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりませんが、その登録申請の際に、これまで規定がなかった子犬、子猫の安全管理や販売が困難となった犬猫等の健康安全計画の策定と遵守が義務づけられました。また、規制強化としまして、動物販売の際に購入者に動物の現在の状況を直接見せることや動物の飼育または保管の方法、生年月日などの対面による説明が新たに義務づけられたことでございます。

改正点の4点目は罰則の強化でございます。これまで愛護動物の酷使や疾病の放置など虐待と思われる具体的な罰則事例は明記されておりませんでしたが、改正によりそれが明記され、違法行為への罰金も増額された点でございます。

以上のような法律の改正を受け、当市におきましても、人と動物のよりよい関係を目指し、人と動物の共生する社会の実現を図るという法律の目的を推進するため、県動物指導センターと連携し、引き続き、今後も動物愛護行政を進めてまいります。

続きまして、殺処分ゼロを目指すための取り組みについてでございます。茨城県動物指導センターにおいては、個人への譲渡会の開催、及び新たな飼い主を探す活動を行っている団体への譲渡を行い、殺処分の減少に努めています。あわせて、迷い犬や負傷猫の写真をホームページで公示しており、平成26年度においては1,000頭以上の犬猫に飼い主が見つかり、結果、殺処分の減少が図られている状況でございます。

当市においても、茨城県獣医師会で行っている犬猫等へのマイクロチップ埋め込みの助成や避妊去勢手術費用の助成についてお知らせ版に掲載し、市民への周知を図るとともに、町会から野良猫についての相談があれば啓発チラシを回覧、配布するなどの活動を行ってきております。今後、保護される犬猫を減らしていくために、改正となりました動物の愛護及び管理に関する法律について広く市民に周知するとともに、飼い主のマナー向上を図るための啓発活動を継続し、殺処分の減少につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、動物の愛護及び管理に関する条例の制定により動物愛護行政を進めることについてのご質問にお答えをいたします。茨城県内の自治体では、まだ少数ではございますが、独自の条例を制定することにより動物愛護行政を展開している事例も見られます。当市においては、国や県の動向を見ながら、そのような精神的な取り組みについて調査研究をしてまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

[6番 深谷涉議員 質問者席へ]

○6番(深谷涉議員) ただいまはご答弁大変ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、常陸太田市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございます。

おおむね内容は理解をいたしました。最初の日本版DMOでございますけれども、DMOとは、先ほど言ったように、地域を1つの集客装置と見立てて観光集客を推進するプラットホームであります。その実現には、やはり行政、観光協会また関係事業者だけではなくて、また農業、林業、多種多様な異業種や、そしてまた観光と全く関係なかった人々も含めた地域全体の取り組む体制が必要でございます。

先ほど、グリーンふるさと振興機構がその内容に近いというお話で、今、農家民泊を中心としたそういう着地型の取り組みをされているということで、今後、本市の観光物産協会が引き継ぐということでございました。しっかりとその進化をさせていただきたいなということを要望いたします。まだまだ地域全体という取り組みまでには至っていないのかなという気がいたします。時間もかかると思いますけれども、やはりこういった思想をきちっと持った上での取り組みをするかしないかによって大きくかわってくるかと思います。また人材の育て方もかわってくるかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、日本版C C R Cについて伺います。

どうしても高齢者を受け入れて人口のバランスが崩れると、本市の高齢化がますます進んでいくという懸念がございました。確かにその懸念もあるかと思いますけれども、若い人を当然対策をしっかりと受けているということであります。国として、そのリタイヤした人といつても、そんな高齢者ではない、まだまだ60代中盤からの方を受け入れていこうということではあります。市の活性化のためには非常に私は有効かなという思いがしております。

先ほど、内閣府の調査によって、取り組む市町村が202ということを言いましたけれども、茨城県で既に総合戦略の中に盛り込むという方向を決めたところが常総市、笠間市であります。そしてまた、今後入れていく方向で手を挙げているところが潮来市、坂東市、阿見町でございます。積極的にこういったところが手を挙げているところであります。常陸太田市も高齢者施策も充実してまいりました。しかし、これはあくまで高齢者という立場じゃなくて、やはりまだまだ元気な、これから第二の人生を送る中高年を迎えるという体制でございます。

このC C R Cを先駆けて行っているのが新潟県の南魚沼市でございます。皆さん、南魚沼市の状況はご存じかと思いますので省きますけれども、本当に豊富な地域資源を生かした同市がこのC C R Cの核と据えたのが市内にある私立の国際大学であります。市内の学生約330人の8割が外国人ということでありまして、市は来年度、大学周辺に200戸400人分の高齢者用の住まいを確保して、全国から移住者を受け入れるということであります。ここに留学生家族寮や英語保育園などを併設して、移住者が日常的に外国人と触れ合う、国際色豊かなグローバルビレッジを作り出すという考え方で始まったそうであります。

同市が描く移住者像は、いわゆる要介護予備軍ではなくて、健康で意欲のある人材と捉えて誘致を進めているということであります。その市長のご意見が雑誌のインターに載っていましたのでご紹介しますと、移住者に生きがいを持って地域で活躍してもらえば、新しい消費が喚起され、雇用も生まれるはず。それはやがて若者たちの受け皿ともなっていくということを述べております。まさにこういった視点で捉えて、このC C R Cの取り組みをぜひとも進めていただ

きたいと思う次第でございます。

続きまして、最後に、子育て世代包括支援センターでございます。

常陸太田市は本当にさまざまな子育ての支援をしていただいて、また、企画部長のほうから、新たな切れ目の部分にきちんと手を打ってきたというお話がございました。常陸太田版ネウボラということでおっしゃっていましたけども、今後、それをさらに進化させてもらいたいなと思っております。そういう意味で、日本版ネウボラの1つの手法でありますけども、常陸太田版ネウボラはこれなんだということをしっかりと、今後さらに構築を進めていただきたいなと思っております。

1つちょっと気になったところがあったんですけども、じょうづるメールということで、子育てのところでおっしゃっていました。これはNPO法人のきずなメール・プロジェクトが小児科医や助産師などの複数の専門家の監修を得て作成したものであるということでよろしいでしょうか。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 じょうづるメールでございますけれども、議員ご発言のように、NPO法人のきずなメール・プロジェクトに委託をして行う事業になってございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷涉議員） ありがとうございます。これは茨城県で先進的に取り組んだという話を聞いておりまして、古河、龍ヶ崎、下妻、常陸太田、取手、つくば、茨城町、城里町、大子町、河内町、あと美浦村が取り組んでおりましたけれども、常陸太田以外のところは県の子ども課のメールも配信されて、10市町村の中で常陸太田だけそれに入ってないという話を聞いたんですけど、その辺のいきさつというのはどうなってるんでしょうか。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 ただいまお答えしましたように、メールの内容というのは、基本的にNPO法人のきずなメール・プロジェクトのメールを使っておりますけれども、県の子ども福祉課のほうでPRをされているメール配信を行っている自治体というのは、県が国の地域少子化対策強化事業補助金という事業を使いまして、配信事業にかかります初年度の費用を各市町村に補助するので、メール配信を希望する市町村については手を挙げてほしいという希望をとってございます。

当市につきましては、先ほど答弁をいたしましたように、常陸太田市版ネウボラと呼べるような事業に取り組んでおりまして、その1つの事業として、地方創生先行型交付金を活用して実施をしてございます。県が各市町村に希望をとった時点で、常陸太田市は先行型交付金で実施をするという決定をいたしてございましたので、少子化の補助金の活用はしなかったという形になります。地方創生という形で捉えるか、県は子育て支援という形で捉えておりますけれども、常陸太田市については子育て支援だけではなく、一貫した少子化・人口減少対策の1つとして地方創生を選んで活用したというような状況でございます。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷涉議員） ありがとうございます。先行して常陸太田が行ったという形かなと思います。さらに充実をさせていただきたいなと要望をいたします。

時間もございませんので、次、公共下水道についてお伺いをいたします。

先ほど、金砂郷地区の特環下水道の整備状況が示されました。工事の進捗は74.9%。しかしながら、その処理区域内の人口に対する接続率は44%ということでございました。もうちょっと高いのかなという気がしたんですけども、やはりなかなか進んでないというのが現状かなという気がいたします。

この下水道の普及率という観点から見ると、一般市民というか、私なんかも議員やる前はなかなか理解できてなかったんですけども、普及率と接続率ってどう違うのかなということを議員になって考えまして、普及率というのはあくまで行政側の視点から見たものであって、接続率は庶民の視点から見たものなのかなという気がいたします。

全国で配布されている普及率を見たところ、常陸太田市は80.2%になっているんです。全く同じ年月日で、毎年出しています統計ひたちおおたの資料を見ると55.1%になっているんですね。この違いというのはどこからくるのかなという思いで質問させていただきたいんですけども、この普及率と接続率を簡単に説明していただきながら、なぜ数字が違ってきてているのか、その説明をお願いしたいと思います。

○深谷秀峰議長 上下水道部長。

○井坂光利上下水道部長 まず、普及率と接続率の違いでございますが、普及率につきましては、行政人口に対します下水道が整備された区域の中の人口、行政が整備したわけですが、その比率でございます。次に、接続率でございますが、接続率につきましては、今の下水道が整備された区域の人口に対します下水道に接続した人口の比率でございます。

それと2点目の普及率の違いでございますが、全国版のほうの統計で出しました比率八十数%でございますが、これにつきましては、個人設置型の合併処理浄化槽が含まれた比率、統計ひたちおおたのほうでございますが、これはあくまでも市が整備した戸別合併浄化槽の基準でございますので、その比率のずれがございます。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷涉議員） ありがとうございます。この統計ひたちおおたの資料からそこまではなかなか読み取れないんですね。この辺というのを修正していただければありがたいなと。全国の数字と統計ひたちおおたを見ている数字が違ったんでは議論がかみ合っていかないんじゃないかなと思いますので、ぜひともその辺を検討していただきたいなと思いますけども、どうでしょうか。

○深谷秀峰議長 上下水道部長。

○井坂光利上下水道部長 次年度以降は検討させていただきたいと思います。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷涉議員） ありがとうございます。特環の接続率が非常に低いということでございますけれども、ちなみに、その他、農集排とか戸別合併関係の数字はどのようにになっているか、今、お手元にございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

○深谷秀峰議長 上下水道部長。

○井坂光利上下水道部長 平成26年度末の資料でございますが、公共下水道の接続率が89.4%，農業集落排水が85.59%。特環下水道でございますが、金砂郷地区が先ほど申し上げましたとおり44.0%ですが、水府地区が41.16%でございますので、特環下水道全体の比率は43.39%と、公共下水道や農業集落排水に比べて大変低い接続率となっております。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷涉議員） ありがとうございます。やはり普及率を急ぐ余り、接続を今まで、ないがしろにしていたわけじゃないでしようけども、住民にある程度お任せします、なるべく接続してくださいという感じだったんでしようけども、普及率を上げることから、今後、接続率を上げるための施策にきちんと方向転換をしていかなければならないかなという気がいたしますので、ぜひともその対策をとっていただきたいなと思っております。要望しておきます。

続きまして、民間の宅地ミニ開発による私道の弊害とその対策についてでございますけども、先ほどの答弁で、要綱の改正をする方向で、私道のほうも設置、市で整備できる方向でやっていく方向ということでお伺いしましたけど、それで間違いないでしようか。確認させてもらいます。

○深谷秀峰議長 上下水道部長。

○井坂光利上下水道部長 そのように検討させていただきたいと思います。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷涉議員） ありがとうございました。

それでは、最後に動物愛護行政についてお伺いをいたします。最初の取り組みの現状と課題でございますけれども、動物のにおいとか鳴き声で周囲に迷惑かけるとか、また劣悪な飼育環境で虐待につながっているとか、そしてまた、多頭飼育によるトラブルという問題はなかったんでしょうか。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

○樺村浩治市民生活部長 これまでに市内でその事例が1件ございまして、現在、県の動物センターのほうでその指導に当たっているところでございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷涉議員） ありがとうございます。

続きまして、改正動物愛護管理法の内容についてお伺いをいたします。今述べた多頭飼育で周囲の生活環境を悪化させたり、動物を衰弱させる場合、行政は状況改善のための勧告や命令ができるのかどうか、ご答弁をお願いします。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

○樺村浩治市民生活部長 現在の法律で、県が期限を定めまして、その事態を改善するよう勧告することができます。さらに、勧告に係る措置がとられなければ措置命令ができることになって

おります。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷涉議員） ありがとうございます。今述べた多頭飼育でありますけども、この多頭飼育の場合、市民の届け出というのは必要なのでしょうか。その辺の改正というのはあったんでしょうか。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

○樺村浩治市民生活部長 県の条例第6条におきまして、これまで犬を10頭以上飼っている場合は届出が必要でした。昨年の7月1日からそれに猫が加わりまして、猫を10頭以上飼っている場合、また犬と猫合わせて10頭以上飼っている場合も茨城県への届け出が必要ということになりました。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷涉議員） ありがとうございました。あと2つですけれども、改正動物愛護管理法の中で災害の対応。3.11の災害の際に、ペットロス症候群とかペットとなかなか会うことができなくなったとか、非常にいろんな問題がありました。そういう意味で、災害の対応というのが今度改めてこの管理法に定められたとお聞きしました。その内容をお伺いしたいと思います。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

○樺村浩治市民生活部長 県では災害に備えまして、しつけやワクチンの接種、それから事前の準備として、災害時には最低でも3日間ぐらいの餌や水などを備えておくことを定めた茨城県災害時愛玩動物救護ガイドラインを定めて、災害時の対応を進めております。また、本市でも、動物愛護の避難所については、市の地域防災計画に含まれております。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷涉議員） ありがとうございます。

時間もありませんので、最後に殺処分ゼロについてでございますけども、市独自の避妊とか去勢の手術をする助成のお考え、そしてまた、避妊・去勢の助成というのは県のほうで行っているということで、ホームページへのリンクとか、そういうのが現在なされていません。やはり丁寧に市のホームページもやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○深谷秀峰議長 次、20番宇野隆子議員の発言を許します。宇野隆子議員。

[20番 宇野隆子議員 登壇]

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。今年は戦後70年、そして被爆70年目の節目の年です。戦争の悲劇と残虐さを体験した日本は、憲法9条で二度と戦争をしないと世界に誓いました。そして今、日本の政治は戦争か平和かの歴史的岐路に立っています。安倍政権が安保法制の衆院可決を数の力で強行し、参院で審議が始まって一ヶ月余り、審議が進めば進むほど自衛隊をアメリカの戦争に参戦させる法案の危険性が鮮明になり、国民の命を守るという安倍首相の口実が全く成り立たないことがいよいよ浮き彫りになってきています。国会論戦で安倍首相や閣僚は法案についてきちんと答弁ができずに、法案を審議する特別委員会での審議中断が

何と90回以上を数える、まさに異常事態となっています。政府自体がまともに説明できない法案は廃案にすべきなのに、安倍政権は国民世論に逆らい、参院での早期採決、衆院での再議決まで狙っております。

先月8月30日、戦争をさせない・9条を壊すな！総がかり行動実行委員会が呼びかけた行動が国会議事堂の正門前では身動きができぬほどの人波で埋まり、当日は雨が降っていましたけれども、雨天を吹き飛ばす勢いの熱気で満ちあふれました。国会周辺で12万人が参加、全国1,000カ所以上でこうした運動が繰り広げられ、戦後史に刻まれる空前の規模となりました。

茨城県内でもひたちなか市など各地でこうした行動が取り組まれ、私が参加した水戸市内の集会ではおよそ1,000人の参加者がデモ行進をいたしました。その中には、10代、20代の若者たち、子育て中のママやパパ、戦争体験者の方々、学者、文化人などが平和を願い、それぞれの思いを込めて、主権者としての未来に対する責任という立場から声を上げました。

3回目の総がかり行動ですけれども、この日には民主党の衆参両議員を初め、初めて参加しましたけれども、日本共産党、社会党、社民党、新社会党、こういった政党が挨拶をされ、東海村の村長であった村上さんも今回初めて来賓として挨拶をされ、みんなで力を合わせて安倍内閣のこうした強行採決は許さないと、最後まで頑張ろうと訴えておりました。

圧倒的多数の憲法学者、歴代元法制局長官、そして、とうとう元最高裁判所長官も憲法違反だと言いました。日本列島に響きわたる戦争法案廃案の声を聞き、安倍晋三首相は安保関連法案の強行をきっぱり断念すべきです。党派を超えて協働するときではないでしょうか。

それでは、通告に基づいて、一般質問を行います。

最初に、ネット依存への対策について質問します。

「戦場に行って、本当に人を殺してみたい」と、これはゲーム漬けになっている中学3年生の実際あった話です。不登校やひきこもりの子どもや若者の大半が何らかのネット依存状態に陥っていると言われております。今、人間関係のトラブル、ネットいじめ、写真・動画の悪用、性暴力被害など、ネット社会、スマホ社会のトラブルが社会問題になっております。

私は6月の日、NPO法人子どもとメディア代表理事、元NHKプロデューサーの清川輝基さんを講師に「ネットに奪われる子どもたち スマホ社会とメディア依存への対応」と、こういう講演を聞く機会がありました。清川さんはNHKの長野放送局長もされた方でありますけれども、次のようなことをお話しになりました。

不登校やひきこもりの子どもたちや若者の大半が、今、何らかのネット依存状態に陥っている。スマホだけでなく、インターネットに接続可能な携帯ゲーム機やタブレット端末などの普及が急速に進み、ネット環境が劇的に変貌しつつある。ネット依存の危険可能性が飛躍的に高まっている。その一方で、文部科学省が2019年度までに児童生徒1人1台の情報端末による教育を目指すなど、学校での情報通信技術、ICTの活用を推進しているので、特に子どもたちのインターネット依存への対策は急務となっている。韓国では2002年から、国を挙げて、子ども、若者のネット依存の予防啓発、治療などの対策に取り組み、現在本格的な対策に着手していると、このようなことを話されました。

厚生労働省の調査によって、スマートホンの普及等により、大人ばかりでなく子どもたちの間にもインターネット依存が全国で51万8,000人を超えると発表されております。学力低下、睡眠障害や栄養失調など、学習や健康に深刻な影響を及ぼしております。

そこで、私はネット依存の実態と対策について6点お伺いをいたします。

全国学力・学習状況調査で行われたインターネット利用状況のデータ等を把握していると思いますので、1点目として、インターネットが常陸太田の子どもたちの生活に与えている影響などの実態について伺います。2点目、保護者と子どもたちへの啓発や情報提供、そして家庭でのルール作りを進めることについて伺います。3点目、教職員に対して、メディアリテラシーも含めた研修の充実の必要性について伺います。4点目、相談体制や医療機関等の連携について伺います。5点目、市民に対して、インターネットの過度な利用について注意を喚起するために、広報紙やホームページ等に情報を積極的に掲載をしてほしい、このことについて。そして6点目は、市が専門家を招いての講演会をぜひ開いてほしいと。この6点について伺います。

2番目に、不登校対策について伺います。

新聞によると、不登校の小中学生が約12万人と、高どまり状態にあったのが6年ぶりに増加に転じたとのことです。学校に登校しない、できないでいるということは、その間、教育を受けていない、学習権が保障されていないことになっていないかどうか。公教育、義務教育の憲法上の規定からいっても適切な対処が求められていると私も思います。本市では不登校対策として、就学相談スクールカウンセラーによる個別相談、適応指導教室かわせみくらぶ、また、特別支援教育相談等を行っておりまして、不登校の児童生徒を現場の先生方が励ましておられます。

そこで、不登校の現状と対策について3点伺います。1点目は、不登校の現状と分析、不登校児童生徒への取り組みについて伺います。2点目に、現在、本市の適応指導教室かわせみくらぶなど、この「など」というのは、本市内にフリースクールなどに通っている生徒がいるのかどうかも含めてですけれども、児童生徒の実態及び今後の支援のあり方について伺います。3点目は、不登校などに対して、総合的かつ包括的な援助を提供する専門職であるスクールソーシャルワーカーの活用についても現状を伺います。

3番目に小中学校の教育環境整備について伺います。

今年も全国的に猛暑が続きました。私は小中学校普通教室へのエアコンの設置について、学校現場の状況や県内の設置自治体の状況を示し、また、室温の状況、設置費用の試算、これらを伺いながら、エアコンの設置を何度も求めてまいりました。2010年の答弁では、このようにご答弁されております。夏の市内の小中学校の気温の状況は6月、7月、9月の各学校の職員室前の廊下で午前中に測定した結果、小中学校25校で最も高い気温が、6月で32度、7月で34度、9月で33度。各学校の各月の最高気温の平均、6月が26.6度、7月は29.0度、9月が30.3度となっている。現在、学校施設の耐震化を優先的に実施していく。普通教室への空調設備の整備は、気温の上昇状況を見ながら今後の検討課題と。これが2010年の答弁でした。

また、何回かの答弁を拾い上げて質問しているわけですが、2015年3月議会、一番新しいところでの質問ですが、平成27年度に設置を予定している常陸太田市学校施設検討協議会にお

いて、小中学校の適正規模の検討とあわせてエアコンの整備についても検討していくところのようなご答弁をいただきました。

そこで、さらにお伺いをいたします。2点あります。1点目は、今年の夏ですけれども、普通教室内の温度の状況、設置費用の試算について伺いたいと思います。学校統廃合等によりまして、教室数も大きく変化がありますので、改めて設置費用の試算について伺いたいと思います。そして2点目ですけれども、エアコンの設置を求めることがあります。学校検討協議会で検討していくとの答弁でしたけれども、学校施設検討協議会の設置目的は何でしょうか。私はやはり検討協議会等々とも協議を深めながら、最終的には教育委員会がどうしていくのかと、子どもたちの暑さ予防、健康を守り、そして落ちついて勉学に励むことができる環境づくり、これはやはり教育委員会が責任を持って検討していくべきではないかと思いますけれども、このあたりのご見解を伺いたいと思います。

4番目に、プレミアム商品券事業について伺います。

この事業においては前議員の不正が発覚して、市と市議会に対するはかり知れないイメージダウンになっております。私は全員協議会で、市と市議会がきちんと調査をして、問題点を明らかにして、市民にその全容を説明すべきですという意見も述べました。そして、私は真実を何一つ……。8月14日に辞職願を出してますが、それまでに前議員は事情聴取に対して正確な事実を語っていなかったと。私はそういう中で調査をするのであれば、やはり百条委員会を作って、調査権を持った中で調査をしていくべきではないのかと、このようなことも全協で述べさせていただきましたけれども、結果的には、現在ある議会運営委員会のメンバーが調査委員会の委員として進めていくということに決まりまして、昨日、その調査委員会から、この間の調査をした結果報告がまとめられて報告がありました。私はこれからもやはり政治倫理条例にのっとって、市民に恥じることがないように、誠意を持ってしっかりと議員としての仕事を果たしていきたいと、このように改めて決意をしております。

そこで、プレミアム商品券事業の内容について質問をいたします。

国の補正予算に盛り込まれた地域住民生活等緊急支援のための交付金等に基づく市の補正予算追加で活用した事業ですが、消費税増税や物価上昇で苦しむ住民生活と地域経済を支援するためのものでした。市民から不正の怒りと同時に、プレミアム商品券が7月4日に発売され、発売から3日目の午前中には完売ということもあって、このプレミアム商品券の販売方法が平等性を欠いたのではなど、性急な取り組みとやり方についていろいろな意見が出されております。

本市において、プレミアム商品券の発売、取り扱いは2011年、平成23年度から実施しております、本年が5年目となるわけです。本来の住民生活と地域経済の活性化という目的が果たせたのか、取り組み方に問題はなかったのかなど、検証する必要があると思います。プレミアム商品券事業の効果と課題について伺います。

5番目に、地方創生と住宅リフォーム助成制度の復活について伺います。

人口減少による地域衰退や東京一極集中のゆがみを開拓することは、多くの国民が切実に求めているものです。しかし、物価高や消費税増税による暮らしの被害が地方でとりわけ深刻な形で

あらわれております。アベノミクスは大企業が一時的に儲ける効果はあっても、地域の中小企業、農業、福祉などを衰退させるものになっております。

我が党の国會議員が3月27日の衆議院地方創生特別委員会で、住宅リフォーム助成制度は地域経済の活性化に重要な役割を担うと強調して、小規模事業者への支援拡充を求めました。財政的な支援も含めて地方を応援すべきであると、このようなことを迫りました。石破茂地方創生大臣は助成制度の経済効果が高いとお認めになり、総合戦略5カ年計画でも小規模事業者支援を位置づけることを約束いたしました。国は地域住民生活等緊急支援のための交付金について、住宅リフォーム助成にも使えると説明をしております。

本市の住宅リフォーム助成制度、2004年から2006年の3カ年実施しております、一部事業者に仕事が偏ったという課題も残りましたけれども、経済波及効果は実証済みです。市内の小規模事業者の仕事の確保、また、地域経済の活性化に役立つ住宅リフォーム助成制度、ぜひ復活をさせてほしいと思いますけれども、ご所見を伺います。

6番目に、職員定員適正化計画について伺います。

私は職員の定数削減について、福祉も防災も保育もマンパワーが必要であることから、定数削減は反対をしてきました。最近気になっているのは、庁舎が9時、10時過ぎても、明かりがこうこうとしていることが多く見受けられます。超過勤務が多くなっていないのか、ストレスが増していないかと職員の健康を心配しております。

せんだっても若い男性職員に、6時半ごろですけれども、外でお会いしましたので、遅くまでお疲れさまと声をかけたところ、「これからまだ仕事なんです」と。その中で非常に印象に残ったのが、「仕事で遅くなり、なかなか子育てもできません」というようなことを言っておりました。本市で第2次適正化計画、2010年度から2014年度までの5年間で、職員が72名、10.7%減っております。また、非正規職員の構成比が2014年12月1日で、私調べましたが、38.6%になっております。

地方分権改革や地域主権改革、また、安倍内閣のもと、地方創生をキーワードにまち・ひと・しごと創生本部が設置され、具体的な取り組みも始まっております。今後ますます市町村がその役割を担う範囲が拡大され、当然、業務量も比例して増大していくと思います。本年度の市長の施政方針では、引き続き定員管理適正化計画に基づいて職員数の適正化を図っていく、そして、メンタルヘルスや労務管理研修会等も行って、職場の安全衛生面の向上を図ってまいりますと施政方針で述べられました。

定員適正化計画の状況と労働の実態と課題について5点質問をいたします。1点目は、定員適正化計画の状況について、その目標と到達点について伺いたいと思います。2点目は、直近の職員年齢構成のフラット化、正規職員と非正規職員の割合、労働の実態について伺います。3点目は、業務量と超過勤務時間について伺います。これについては、消防と技能職を除いて、昨年2014年度の年間の平均時間外の1人当たりの時間数について伺いたいと思います。4点目は、今後の職員採用の考え方について伺います。そして最後5点目ですが、職場の安全、衛生面の現状と向上の取り組みについて、特に衛生委員会がどのような役割を果たしているのか、このこと

についてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。教育長。

[中原一博教育長 登壇]

○中原一博教育長 ネット依存への対策についてお答えいたします。

まず、インターネットが子どもたちの生活に与えている影響などの実態についてでございますが、児童生徒を取り巻く現代社会において、ますます電子化や情報化が加速し、ネット依存やネット上のいじめ、個人情報の漏えい等の問題が懸念されております。現在のところ、市教育委員会では児童生徒がネット依存となり医療機関で治療を受けているという報告は受けておりません。

しかしながら、本市でも携帯電話やスマートホンを所持し、インターネットをさまざまな場面で活用している児童生徒もおりますことから、ネット依存に関する前段階の問題として、携帯電話やスマートホン等を長い時間使ったり、メールの誹謗中傷をしたり、また悪質なサイトへのアクセスをしたりするなどのトラブルの発生も懸念されております。

全国学力・学習状況調査でスマートホンや携帯電話の所持あるいは使用に関する質問がありました。調査対象であります小学6年生と中学3年生でございますが、携帯電話を持っていない、スマートホンを持っていないと答えてる児童生徒につきましては、全国の結果と比べますと、小学6年生で全国で42%，本市で51.8%，中学3年生では全国21.4%，本市で32%の状況で、持っていない児童生徒が高い状況にございます。ただ、ゲーム等に1時間から3時間ぐらい使っている児童生徒もおる状況であります。特に、メールやゲームのやり過ぎによる生活への影響は大きく、家庭学習や睡眠、食事等の時間が不規則になり、始業前から疲れている様子を呈している児童生徒もいるやに聞いております。

次に、保護者や子どもたちへの啓発や情報提供、家庭でのルール作りについてお答えいたします。児童生徒への啓発や情報提供といしましては、各学校において、携帯電話やスマートホンの正しい操作方法やトラブルへの対処法、被害に遭わないための注意事項と情報モラルを身に付けることを第一に指導しております。さらに、中学校においては、生徒会が中心となって、いじめのない明るい学校作りを推進しており、その活動の中で、人権を守る観点から、ネット上のいじめがないよう生徒同士で話し合ったり、呼びかけたりしているところでございます。そして、気になる情報が出回っている場合には、早目に担任に申し出るように指導しているところです。一方、携帯電話やスマートホンを子どもたちに持たせている保護者にも安全な使い方の指導や家庭でのルール作りの必要性についても保護者会等の折に触れているところであります。

次に、教職員に対する、リテラシーを含めた研修の充実の必要性についてお答えいたします。教職員が教材やメディアからの情報を正しく評価・識別し、活用する力を身に付け、児童生徒に適切に指導できることは大切なことでありますので、校内での研修はもちろんのこと、市教育委員会では専門の講師を招いて教職員対象のメディア教育研修会を毎年開催しており、メディアリテラシーを含めた研修の充実を図っているところであります。

次に、相談体制や医療機関等との連携についてお答えいたします。学校の相談体制につきまし

では、教育相談やアンケート調査等を継続的に実施して、児童生徒一人ひとりの心身の状態を教職員間で把握していくことが大切でありますので、市教育委員会といたしましては、もしネット依存を初め、さまざまな原因で心身の異常が確認されたときには、できるだけ早い機会に担任や養護教諭が面談を行い、保護者とも連携して関係機関に相談したり、医療機関等へつなげたりするよう学校に指導しているところでございます。

次に、市民の皆さんに対して、子どものインターネットの過度な利用について注意を喚起するため、広報紙や市教育委員会ホームページ等に情報を掲載することについてでございますが、市教育委員会が実施しております明るい学校づくり研修会において、中学生が携帯電話等の使い方について真剣に話し合っている様子を広報紙や市ホームページ等に掲載するなどして、市民の皆さんにもインターネットの危険性や適切な使い方について理解していただくよう啓発をしていきたいと考えております。

最後に、市が専門家を招いての講習会を行うことにつきましては、毎年、全ての中学校でインターネットを適切に活用することに詳しい、茨城県が認定した茨城県メディア教育指導員などの専門家を招いて、保護者と生徒がともに参加して指導していただくメディア教育講習会を実施しております。今後とも、市教育委員会といたしましては、家庭でのインターネットの対応について親子で考えていただくことが重要であると考えておりますので、ネット依存等の怖さなどを実感できるような講習会の内容や広報等を工夫しながら開催し、理解を深めていけるよう、支援してまいりたいと考えております。

次に、不登校対策についてでございますが、不登校の現状と対策についてのご質問にお答えいたします。市ではこれまで、人としての生き方やあり方、友達とのかかわり方など、心の教育を基盤とした学校教育を推進しており、人権教育や道徳、特別活動、生徒指導の充実を図ってきております。また、不登校の未然防止や早期解決についてもきめ細かな対応を進めているところでございます。

本市の不登校の現状でございますが、過去3年間の不登校の児童生徒数、いわゆる病欠以外で年間30日以上欠席した場合を不登校児童生徒としておりますが、全国的に毎年増加の傾向をたどっております。本市におきましては、小学校は平成24年度が3名、平成25年度が5名、平成26年度が1名となっており、一桁の前半を推移している傾向にあります。一方、中学生は平成24年度が17名、平成25年度が23名、平成26年度が27名で、やや増加の傾向にございます。そして、今年度7月末の欠席状況からしますと、小学6年生が1名、中学1年生がゼロ、中学2年生が9名、中学3年生が5名、合わせて15名の児童生徒が不登校の状況にあります。

各学校とも、この不登校の問題につきましては、不登校の児童生徒をまず出さないという姿勢で教育活動を進めており、不登校対策について特に危機感を持ち、児童生徒が学校を休んだら電話や家庭訪問を速やかに行って、不登校に陥らないよう支援に努めているところであります。

万一不登校になった場合でありますが、そのような不登校児童生徒に関する情報交換会を定期的に行ったり、派遣されているスクールカウンセラーから支援に係る専門的なアドバイスをいただくななどして、問題の早期発見、早期解決のための取り組みの充実を継続して図っております。

市教育委員会といたしましては、各学校の生徒指導主事に毎月1回集まっていただきまして、不登校に特化した連絡会を開催しております。ケースごとにその解決策についての協議をしているところであります。今後とも不登校問題の解消に向けた協議を担当者間で進めていきたいと考えております。

次に、適応指導教室かわせみくらぶに通っている児童生徒の実態や今後の支援のあり方についてお答えいたします。

かわせみくらぶは、学校復帰を目指しておりますけれども、体験活動あるいは学習等を行って、学校に復帰できるよう支援を行う施設として平成18年に開設いたしました。平成26年度は小学5年生が1名、中学1年生が2名、中学2年生が2名、中学3年生が5名、合わせて10名の児童生徒が在籍しておりました。本年度8月末の時点では小学6年生が1名、中学2年生が2名、中学3年生が3名、合わせて6名の児童生徒が通級しており、6名の通級生のうち、5名は昨年度から引き続き在籍している児童生徒でございます。

多くの通級生は自分のペースで通級することに努め、学習や体験活動、奉仕作業など、かわせみくらぶ専属のスーパーバイザーとの親子面談等を通して、徐々に生活リズムを取り戻し、週に数日登校できるようになったり、学校に完全に復帰できたりしている生徒もございます。中学3年生においては、多くの生徒が希望する高校への進学を実現するなど、学校との連携のもと成果が見られているところでございます。

また、現在のところ、市内にはフリースクール等の施設がなく、フリースクールに通っているという児童生徒の情報もございません。

いずれにいたしましても、かわせみくらぶ等の施設を初め、不登校に陥ってしまった児童生徒を支援するための施設は今後大変重要な役割を担ってきます。学校と施設等との連携を深めて、学校復帰ができるようにしていくことが大切であると考えております。

次に、スクールソーシャルワーカー派遣事業の活用についてお答えいたします。スクールソーシャルワーカーは、主に問題行動等が背景にある児童生徒への支援のために配置するものであります。本市におきましては、現在、問題行動が頻繁に見られる児童生徒はございませんので、その配置は行わず、必要に応じて県の派遣制度を活用してまいりたいと考えております。また、本市では不登校対策に重点を置いておりますので、スクールカウンセラーの配置やかわせみくらぶの運営を中心に今後とも推進していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、市教育委員会といたしましては、これまでの不登校への対応策を充実させるとともに、新たな不登校児童生徒を出さないことが大切でありますので、本市の学校教育の柱である人権教育を主とした心の教育の充実に努め、温かい人間関係の学級や学校作りに努めるよう指導してまいりたいと考えております。

次に、小中学校普通教室へのエアコン設置についてのご質問でございます。

まず、今夏の普通教室内の温度の状況、設置費用の試算についてでございますが、まず、温度の状況でございます。文部科学省が示す学校の環境衛生基準によりますと、夏季の温度は30℃以下であることが望ましいとされ、最も望ましい温度でございますが、25℃から28℃である

とされております。これに対し、夏の猛暑対策といったしましては、これまで児童生徒の健康観察の徹底を行うとともに、こまめな水分補給はもちろん、ミストシャワーを設置し、体感温度の低下に努めるなどの工夫を講じているところであります。

なお、市内小中学校20校の普通教室において、毎年、温度、湿度のデータを計測しております。各学校の温度につきましては、若干の高低の差がございますが、今年6月から夏休みを除く7月までございますが、最高気温が30℃超えた日数は6日間ございました。そのうち、20校ございますが、半数以上の学校が最高気温30℃超えた日数は3日間あり、28℃超えた日数は4日間ございました。

次に、普通教室へのエアコン設置費用でございますが、学校統合や児童生徒数の減少により学級数の減少がありまして、2年前に試算しました額よりも3,900万円ほど低くなりまして、およそ4億8,600万円と試算しております。

続きまして、エアコンの設置を求ることについてでございますが、平成26年に文部科学省が実施しました公立学校施設の空調冷房設備設置状況調査によりますと、これは学校数の割合ではございませんが、あくまでも全体の教室数に対する設置教室数の割合でございますが、小中学校の普通教室について、エアコンが設置されている教室数の割合は全国で32.8%，茨城県では23.5%となっております。また、特別教室のうち、エアコンが設置されている教室数の割合は全国平均で27.3%，茨城県で25.2%となっております。全国のデータにつきましては、気候、気温の違いがあることや都道府県の実情によりエアコンの設置率には大きな開きがございます。茨城県においては、普通教室、特別教室ともに全国平均よりもやや低い設置状況となっております。

普通教室へのエアコンの設置につきましては、今の猛夏のもと、何らかの暑さ対策を講じなければならぬと私は考えておりますので、今後、学習面や健康面、財政コスト面から、どのような方法により実施していくべきか慎重に検討していくことが必要であると考えております。

今年の8月には、町長協議会や小中学校、保育園、幼稚園の保護者の皆さん、そして学校長会からの代表者を構成員として、学校施設検討協議会を設置いたしました。学校施設の適正規模、適正配置の検討にあわせまして、普通教室の空調設備のあり方についても検討していただくこととしております。協議を始めたところでございますので、これから学校施設検討協議会において、多方面からの意見を集約しながら、その基本的な考え方について検討してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 商工観光部長。

[山崎修一商工観光部長 登壇]

○山崎修一商工観光部長 プレミアム商品券事業の効果と課題についてのご質問にお答えいたします。

この事業は今年で5年目を迎えるが、効果といったしましては、1点目として、商品券の購入により、これまで市外で購入していたものを市内の加盟店で購入するといった消費者の囲い込みによる市内での消費の増が図られ、市内での経済の好循環を促す効果が挙げられます。2点目と

いたしましては、プレミアム分をより高額な商品の購入に充てるなど、客単価を押し上げる効果でございます。3点目として、プレミアム部分を新たな消費に充てる消費拡大効果がございます。4点目として、加盟店となったことによる事業者のP R効果などが挙げられます。

事業開始2年目の平成24年度の加盟店に対するアンケート調査では、約8割の事業者が何らかの効果があったという結果が出ております。また、約4割の事業者が売り上げ増に役立ったと回答しております。

次に、この事業の課題でございますが、1点目といたしましては、今年度はプレミアム率が20%とこれまでより高くなつたことや、この事業が市民の方々に浸透してきたこともあり、購入希望がありながら購入できない人がいたこと。2点目といたしましては、販売日に朝早くから多くの人が列を成す状態になり、購入希望者に負担がかつたこと。3点目といたしまして、重複購入の確認ができなかつたということが挙げられます。これらにつきましては、販売方法に課題、問題が残りました。この課題、問題につきましては、他の事例等も研究し、改善を図つてまいります。4点目として、子育て世帯のこの事業に対する関心が低いという課題があります。この点につきましては、今後、アンケート調査などを行い、その要因について分析を行い、改善を図つてまいりたいと考えております。

その他、本事業実施に伴う課題につきましては、事業主体の商工会などとさらに検討を行い、課題、問題の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、住宅リフォーム助成制度の復活を求めるご質問にお答えいたします。

住宅リフォーム助成事業は補助率10%，助成限度額が10万円として、平成16年度から平成18年度まで実施されました。平成18年度は113件の申請がありました。現在、本市において実施しております住宅リフォーム関連の事業でございますが、平成26年度で申し上げますと、木造住宅等建築助成事業が15件、高齢者住宅リフォーム事業が24件、介護保険住宅改修費支給事業が127件、その他、子育て世帯等住宅増改築助成事業、重度障害者住宅リフォーム助成事業、新規就農者空き家活用支援事業、空き家リフォーム助成事業、東日本震災被害対策支援事業など、合わせて255件の実績がございました。目的別にきめ細かな各種助成制度が整備されており、それぞれ活用が図られているところでございます。また、各事業とも助成上限額が平成10年度まで実施した住宅リフォーム助成事業の助成限度額を上回っており、有利な制度となっております。

つきましては、現在実施している事業が市民のニーズに応じた住宅リフォーム関連の助成事業となっておりますことから、引き続き、これらの事業の推進を図つてまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 総務部長。

[植木宏総務部長 登壇]

○植木宏総務部長 定員管理適正化計画の状況、労働の実態と課題についての5点のご質問にお答えをいたします。

1点目の第2次定員管理適正化計画の最終状況についてでございますが、この計画は平成22

年度から 26 年度までの 5 年間の計画でございまして、平成 22 年 4 月 1 日現在の職員数 670 人を 70 人減員をいたしまして、27 年 4 月 1 日の職員数を 600 人とする計画でございます。この計画に対します平成 27 年 4 月 1 日現在の職員数でございますけれども、587 人でございます。

2 点目の職員年齢構成のフラット化、正規職員と非正規職員の割合、非正規職員の労働の実態についてでございますが、職員の年齢構成につきましては、過去の採用の状況や合併によって増加をいたしました職員数を年次的に削減をいたしましたこと等により、30 歳以下の職員の割合が少なくなっているところでございます。現在、これらの状況を意識いたしておりまして採用を行っておるところでございますが、引き続き再任用職員数等も考慮をいたしながら、計画的な採用を行ってまいりたいと考えているところでございます。

正規職員と非正規職員の割合でございますけれども、市役所全体で非正規職員は、本年 8 月 1 日現在で 296 名任用してございます。正規職員と非正規職員を合わせた人数の 33.3 % となってございます。なお、この数字につきましては、非常勤特別職でございます嘱託員については含めていない数値でございます。

また、非正規職員の業務の内容でございますが、児童クラブ指導員 85 名でございます。保育士、幼稚園教諭 76 名でございます。事務補助が 67 名でございます。この他、業務としましては、給食センター調理士、幼稚園、小中学校の特別支援員などとなってございます。

3 点目の時間外勤務の平均時間についてでございますが、消防職及び技能労務職を除きます一般行政職の 26 年度 1 年間の職員 1 人当たりの時間外勤務の平均でございますけれども、124 時間となっております。なお、時間外勤務につきましては、当然ながら、必要に応じて管理職の命令により行われているものでございます。

4 点目の職員採用の考え方についてでございますが、本市の人口減少や厳しい財政状況を踏まえつつ、退職者の補充、職員の年齢構成、さらには、再任用者の再任用等を考慮いたしまして、計画的な採用を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

5 点目の職場の安全、衛生面の現状と向上の取り組みについてでございますが、市では労働安全衛生法に基づきまして、総括安全衛生管理者、衛生管理者及び産業医等 8 名で構成をいたしております市衛生委員会を設置しているところでございます。この組織におきまして、衛生面における年間計画を立て事業を実施することにより、職場の安全衛生の推進を図っているところでございます。

具体的には、心の健康相談窓口の設置、メンタルヘルス研修の開催、所属長を対象としたハラスマント研修の開催、職員の安全衛生に対する啓発情報の発信活動等でございますが、職員の定期健康診断におきましても、要精密と診断をされた者に対しまして、再検査、及びその結果を報告するよう要請をいたしまして、健康チェックだけでなく、定期健康診断後のフォロー、さらには心の健康問題を抱える職員が増えてきている中で、円滑な職場復帰ができるように支援制度を作成をいたしておりまして、長期的に休暇を取得した職員が復職前に徐々に職場環境になれていくよう、試験的に出勤ができる試し出勤制度についても創設をするなど、職員の安全衛

生の推進を図っているところでございます。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

[20番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○20番（宇野隆子議員） 再度、質問をいたします。

ネット依存への対策について、最初にお伺いいたしました。深い認識を持って、学校現場でも指導に当たられているということがわかりました。子どもの成長をゆがめると、これは大きな問題でありますし、そういうことが非行や殺人にまで及んでしまうというようなこともありますので、今後、引き続き、ぜひ丁寧な指導、そして、よく生徒児童とも話し合ってこういう認識を深めていってほしいということをお願いいたします。

そこで、9月7日ですか、昨日ですか、茨城新聞を見てみたら、1面に、子どもたちがスマートホン、それからSNSを通したいじめや犯罪に巻き込まれるのを防ぐために、10月中旬をめどに家庭でのルール作り、また、これを徹底される取り組みをするというようなことで県教育委員会が方針を出されておりますけれども、これについては今後どのように常陸太田市では進められるのか、短くて結構ですので、お願ひいたします。

○深谷秀峰議長 教育長。

○中原一博教育長 ただいまのご質問ですけれども、8月に中学校において、それぞれの生徒会の代表が一堂に会しまして、明るい学校作りの推進協議会の話し合いを行ったところでございます。その中でも自分たちでルールを作っていくことが大事ですので、親もルールを作ることは大事ですが、まずは子どもたちが自主的にルールを作り、それを親に啓発していくということも大事ですので、再度中学校ではその子どもたちが中心となって、そういうルール作りに努めるよう指導してまいりたいと思います。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 次に、3番目の普通教室へのエアコン設置です。これについてはこれまで何回も求めてきた課題でありますけれども、これは教育長というよりも市長にお伺いしたいんですが、先ほど、試算ですけども、4億8,600万円ほどかかるということで、これは国から3分の1補助がありますので、こうしてみると、本市においては3億2,400万円になるのかなということです。9月定例会は決算の時期でもありますし、2014年度の決算年度末現在高、財政調整基金ですけれども、市民の暮らし向上のために、これは一口で言えば、何にでも使える財政調整基金が51億6,600万円あります。こういった財政調整基金の取り崩しですね。子どもたちが快適な環境の中で勉強ができる、こういう条件をきちんと作っていくと。

茨城県が北関東の中では一番後れておりまして、先ほど、茨城県では設置が23.5%で全国平均よりも後れていると。龍ヶ崎、取手、南方面が進んでおりまして、北では大子町が設置したという話を伺っておりますけれども、ぜひこの財政調整基金などの活用も含めてご検討いただきたいと思います。新教育委員会制度の中で、こういう問題もぜひ市長さんにもご検討いただきたいと思うんですが、お考えを伺いたいと思います。

○深谷秀峰議長 市長。

○大久保太一市長 地球温暖化の影響で、今、世界的に平均気温が上がってきてている。そしてまた、最高気温も上がってきてている。そういう自然環境の変化の中にあります、教育環境を整えるという観点からも、時期的なものも検討しなければいけませんけれども、エアコンの設置ということは今後やっていく必要があると判断をしております。これは議員もご案内のとおり、小中学校よりも前に、まず幼稚園の遊戯室等には必ずエアコンを付けようと、計画的にそれを進めてきたところであります。幼稚園についてはほぼ完了の状況に来ておりますので、その先の段階として、学校の環境等も勘案をしながら進めていくことで検討していきたいと思っています。

以上です。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 大変ありがとうございます。学校関係者、子どもたちも、今の市長のお考えを聞いて本当に喜んでくれるだろうなと思っております。ぜひどうぞよろしく実施に向けたご検討をお願いいたしたいと思います。

それから時間がありませんので、最後にもう1点、市長にお伺いいたしたいと思います。職員定員適正化計画について先ほどご答弁いただきましたけれども、第2次適正化計画の中で、2014年度目標600人にするというところを587人と、行政側から言えば目標を上回ったと言えると思うんですけども、実際には目標よりも低い13名ということは、職員に荷が重くかかっているのではないか、業務量が増えてるのではないかと。第3次、今年度から5年間、2019年度策定をしていくということになっておりますけれども、ぜひ公正、それから中立、そして住民にサービスといろいろ地方公共団体としては役割があると思うんですけども、今後どのような策定を進めていくのか、この点について伺いたいと思います。

○深谷秀峰議長 市長。

○大久保太一市長 経常経費の比率を下げるということは、行政にとって、当市にとって、今、まだまだ達成ができない必要なことあります。経常経費の中で最も大部分を占めているのは人件費ということになります。したがいまして、業務を停滞させない、それを前提といたしまして、今後も職員数を減らし、そしてまた、職員でなくともできる業務等については民間委託等々も考えながら進めていきたいと思っております。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○深谷秀峰議長 以上で一般質問を終結いたします。

以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後0時02分散会